

各 部 局 長 殿

副市長 帖佐 伸一

令和5年度の予算編成に対する基本的な考え方について（依命通知）

令和5年度の予算編成方針が決定されましたので、次の基本的な考え方に沿って、予算編成作業を行ってください。

国においては、「概算要求に当たっての基本的な方針」において、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとし、義務的経費についても聖域を設けることなく、制度の根幹にまで踏み込んだ抜本的な見直しを行い、可能な限り歳出の抑制を図ることとしております。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2022」においては、新しい資本主義に向けた重点投資分野として「人への投資と分配」「科学技術・イノベーションへの投資」「スタートアップへの投資」「グリーントランスフォーメーション（GX）への投資」「デジタルトランスフォーメーション（DX）への投資」の5つを挙げ、官民連携の下、計画的で大胆な重点投資を行うこととしております。

このような中、本市においては、新型コロナウイルス感染症等の影響により、まちづくりの指針である「第五次宮崎市総合計画」の前期基本計画期間を2年間延伸し、併せて令和7年度を始期とする第六次宮崎市総合計画の策定に着手することとしているが、戦略プロジェクトについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やデジタル化の急速な進展など、急変する社会経済情勢等に対応するため、緊急かつ優先的に取り組むべき事項として、「力強い経済への挑戦」「誰一人取り残さない社会づくり」「未来への投資」の3つを新たに設定し、関連する事業について積極的に推進することとしております。

一方で、財政収支の見込みに関しては、歳入面では、市税や普通交付税交付金は増収が見込まれるものの、臨時財政対策債や地方譲与税交付金等は減少が見込まれるなど安定的な歳入の確保が見通せない状況となっております。また、歳出面では、高齢者人口の自然増や少子高齢化に伴う医療・介護需要の増加等が引き続き見込まれることに加え、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を継続しつつ、地域経済の活性化への対応、また、自然災害、老朽化した公共施設の改修や未更新設備への

対応などが見込まれることから、予算編成にあたっては大幅な収支不足が見込まれております。

これらの状況を踏まえ、令和5年度の予算編成にあたっては、「第五次宮崎市総合計画前期基本計画」に合わせて策定した「宮崎市中期財政計画」にて設定した財政目標を達成すべく、限られた資源を有効に活用する観点から、成果を重視した事業の組み立てを行うなど、行財政改革を強力に推進するとともに、すべての職員が複雑・多様化する行政課題に適切に対応するため、事務の適正性の確保に努めながら、将来にわたって真に必要な市民サービスを提供する上で必要不可欠な健全財政を実現するため、次の3つの基本方針の下に予算編成を行うこととします。

1 3つの基本方針

(1) 戦略プロジェクトの積極的な推進

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会経済情勢の急激な変化や不安定な国際情勢による物価高騰への懸念など、時勢に応じた適時適切な対応が求められているため、新たな戦略プロジェクトとして、「力強い経済への挑戦」、「誰一人取り残さない社会づくり」、「未来への投資」に優先的かつ積極的に取り組む。

なお、全ての取組は、人口の「自然増」及び「社会増」、それらを促進する「生産性向上」の視点を持つことにより、人口減少社会へ対応すること、及びあらゆる分野で公民連携及びDXの視点を持ち、本市の魅力を最大限に発揮することを前提とする。

(2) 市役所改革推進プランの推進と健全財政の確立

市役所改革推進プランに基づき、職員の意識改革や業務の抜本的見直し(BPR)を行うことで、業務の生産性を高めるとともに、成果を重視し、限られた予算の有効活用を図る。

また、本市が将来にわたって真に必要な市民サービスを提供する上で、必要不可欠な健全財政の確立に向け、「宮崎市中期財政計画」における目標を達成するため、投資事業の厳選化により可能な限り市債残高の圧縮を図るとともに、財政調整基金等についても取り崩し額の抑制に努めつつ一定額を確保する。あわせて、市税等の自主財源の収納率向上などの歳入確保対策や、事業評価を活用したスクラップ・アンド・ビルドの徹底、義務的経費のゼロベースでの見直しなど、歳出全般の見直しを図るなど、財政健全化に取り組む。

(3) 公民連携と自治体DXの推進

複雑・多様化する市民ニーズや社会課題の解決に向けては、行政主導で対応することが困難な事例も多い一方で、民間の専門性やノウハウが十分に発揮されることにより、市民サービスや事業効果の更なる向上が見込まれることから、民間主導・行政支援による公民連携の推進を図る。

また、宮崎市DX推進方針に基づき、全庁的な体制で宮崎市のDXを推進することで、「市民」「地域」「市役所」の3つの分野において、デジタル技術を最大限に活用し、市民一人ひとりが豊かに暮らせるまちづくりを推進する。

2 基本的事項

(1) 新型コロナウイルス感染症からの経済回復

新型コロナウイルス感染症については、引き続き、感染防止策を徹底するとともに、感染拡大時に速やか、かつ的確な対応が可能となる体制の確保に努める。

また、新型コロナウイルス感染症による社会の変化を的確にとらえ、ポストコロナを見据えた経済回復に取り組み、市民生活や地域経済を支援する施策を積極的に推進する。

(2) ハード・ソフト一体となった防災・減災事業の推進

南海トラフ地震など切迫化する巨大地震への対策、激甚化・頻発化する水災害への対策など、防災、減災、国土強靱化に係るハード・ソフト一体となった取組を推進する。

(3) 「成果主義」という本市の経営方針に基づく事業評価

施策評価及び事業評価制度における評価対象事業については、その評価結果を適切に反映した事業内容とする。また、事業評価対象外事業についても点検を行い、成果を重視した効果的かつ効率的な事業実施を行うなど改革・改善に努める。

(4) 令和3年度決算審査結果の反映

令和3年度決算審査の結果を踏まえ、意見・要望を適切に反映する。

(5) 予算要求基準の設定

「選択と集中」の観点から、限られた財源を適切に配分するため、「重点化事業」「政策的事業」「公共投資関係事業」「義務的経費」「一般行政事業」の5つの区分ごとに予算要求基準を設定する。(詳細は別紙)

(6) 各部局別予算達成目標の設定

健全で持続可能な行財政運営を強力に推進する観点から、市政を推進する経営層の一員としての各部局長の改革に向けたイニシアティブを発揮させるため、普通建設事業費以外の経費については、令和4年度当初予算額(肉付け予算を含む)の一般財源に市債を加えた額(以下「一般財源ベース」という。)から、8%減じた額を各部局の予算達成目標として設定する。ただし、重点化事業のうち戦略プロジェクト事業、デジタル化推進事業(「情報化推進計画」における新規・拡充事業)、エコクリーンプラザみやざき周辺環境整備等事業及び義務的

経費（人件費・扶助費・公債費・特別会計繰出金等）は対象外とする。

また、普通建設事業費について、補助事業（交付金事業を含む。）は、令和4年度当初予算額（一般財源ベース）から5%減じた額、単独事業は、令和4年度当初予算額（一般財源ベース）から10%減じた額を予算達成目標額として設定する。ただし、重点化事業、エコクリーンプラザみやざき周辺環境整備等事業及び公共施設長寿命化対策推進事業については対象外とする。

なお、予算達成目標の設定の際は、令和3年度3月補正予算に前倒しした事業費（一般財源ベース）について考慮するものとする。

従来より、部局単位での目標額設定による予算編成を行っているが、中期財政計画を踏まえた財政健全化を図るため、要求時に部局単位における目標を達成していない部局については、厳しい姿勢で査定に臨むこととし、事業評価を活用した既存事業の見直しや、特定目的基金などの活用による財源確保に努めることとする。

あわせて、既存事業の思い切ったスクラップと斬新な事業のビルドの徹底を図るため、戦略プロジェクト事業等の重点化事業を除き、新規事業の立案や継続事業の拡充などを行う場合、部局単位における優先順位を付けるとともに、財源が確保できない事業については、予算要求を認めないものとする。

3 限られた予算の有効活用

(1) 国の予算や地方財政計画等が未確定ではあるものの、これらの動向を見極めつつ、的確な予算の見積もりを行う。

(2) 当初予算編成後に生じた制度改正等に伴う経費、災害復旧関係費等、緊急又は真にやむを得ないものを除き、原則として補正は行わないものとし、市民ニーズに直結する事項が生じた場合には、財政課と事前に十分調整を図る。

(3) 厳しい財政状況を踏まえ、「稼ぐ市役所」を意識し、市税等の収入未済額の縮減及び貸付金等の債権管理の適正化を図るとともに、受益者負担の原則に立ち、使用料・手数料等の定期的な見直しを行うと同時に、公民連携の取組を積極的に推進する。

また、宮崎ふるさと愛寄附金（ふるさと納税）、広告事業の導入、特定目的基金の活用及び公益法人等の助成事業の有効活用等により、可能な限り財源の確保に努める。

(4) 令和4年度の新型コロナウイルス感染症の影響により、実施しなかったイベント等の事業については、改めて、その事業の必要性を精査するとともに、実施の検討を行う際には実現可能性の観点から、その規模や内容について、徹底した見直しを行う。

なお、見直しにあたっては、ウィズコロナの視点から、防疫対策など必要な対策を講じることとし、その費用については、規模縮小などにより対応す

るなど、予算要求基準の範囲内で実施することとする。

(5) 監査委員による定期監査等や包括外部監査人による包括外部監査の指摘の中で、予算編成に係る事項は、改善の上、適切に反映する。

(6) 議会における決算審査特別委員会での意見を踏まえ、予算の積算を行う際は、多額の執行残が生じることのないよう十分に精査するとともに、予算執行段階において安易な流用が行われることのないよう適正な見積りに努める。

4 資源の集中化に当たっての方針

既存事務・事業の徹底的な見直しを行うとともに、費用対効果の観点から事業の優先度を明確化しつつ、次の点に留意し資源の集中化を図る。

- (1) 新規事業等の財源確保を図るための思い切った既存事業のスクラップ
- (2) アウトソーシング（外部委託・民間ノウハウの活用等）による業務の合理化・効率化
- (3) 事業の終期の設定や将来を見据えた段階的な削減
- (4) 人件費・扶助費・特別会計繰出金など義務的経費の見直しの検討
- (5) 債権管理の徹底と「宮崎市公有地有効活用等基本指針」を踏まえた未利用財産の有効活用及び売却
- (6) 部局間で連携した事業の構築
- (7) 各総合支所と関係部局との連携・調整

5 事業立案の際に配慮すべき事項

新たに事業を立案しようとするとき、又は既存事業の組み替えを行う際には、次の点に配慮する。

- (1) 公民連携の仕組みづくり
- (2) 宮崎市DX推進方針に基づくデジタル技術の活用
- (3) 障がい者や高齢者などの雇用・就業、自立への支援
- (4) ユニバーサルデザイン（だれもが無理なく利用できるサービス）の実現
- (5) 男女共同参画の視点
- (6) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）への対応
- (7) 地域のまちづくりにおける各種団体の連携強化と継続性のある取組の確保
- (8) アンケート結果等の市民の声（ニーズ）と統計データ
- (9) 全ての取組は、人口の「自然増」及び「社会増」、それらを促進する「生産性向上」の視点を持つことにより、人口減少社会へ対応するものとする。
- (10) 国内向けの取組に加え、新型コロナウイルス感染症の終息後におけるインバウンドをターゲットにした国外から外貨を稼ぐ視点と取組

6 組織改編への対応と人件費縮減の取組

定員及び組織については、より一層効率的かつ効果的な事務執行体制の確立

を推進する観点から、市役所改革推進プランに基づき、職員の意識改革や業務の抜本的見直し（BPR）を行うことで、業務の生産性を高めるとともに、成果を重視し、限られた予算の有効活用を図り、「定員適正化計画」に基づく適正な職員の配置に取り組む。

7 公共施設の適正な経営

公共施設（公の施設、庁舎などのいわゆるハコモノと道路、橋梁などのいわゆるインフラ）については、「宮崎市公共施設等総合管理計画」に基づき、「総量の最適化」及び「質の向上」を進めるとともに、「投資の厳選」を図り、公共施設の適正な経営を推進する。

なお、ハコモノについては、優先度の高い施設から集中的に改修等を行い、損傷判明後に修繕を行う事後保全型の維持管理から、施設・設備の特性に応じて行う予防保全型の維持管理にシフトしていくことで、修繕更新費用の平準化及びライフサイクルコストの縮減を図っていく。

また、インフラについても、ストックが増大し老朽化が進行する中で、維持更新費用の増大が見込まれることから、計画的かつ効率的な整備や維持・管理を行っていく。

8 特別会計・企業会計における独立採算制の原則の確保

(1) 特別会計については、積み上げによる要求とするが、特別会計の設置目的に応じて、会計間の経費負担の適正化を図るとともに、一般会計からの繰出金については、繰出基準に基づくものに限るなど、真に必要な額を計上する。

また、常に使用料等の見直しに努め、必要最小限の経費を計上するなど、事務費の節減や合理化を図り、一般会計と同様の視点に立ち、予算のスリム化等に努める。

(2) 企業会計についても、一般会計に準ずることとするが、独立採算を前提に、会計間の経費負担の適正化を図るとともに、経営の一層の合理化、効率化を積極的に推進し、経費の節減に努めつつ、長期的な収支見通しに立って、経営の健全化に努める。

また、一般会計からの繰出金については、繰出基準を基本とし、基準外繰出金の削減に努める。

9 公益法人等の経営の健全化

(1) 本市が出資、補助等を行っている公益法人等については、その設立の趣旨に鑑み、「外郭団体の指導に関する指針」に基づき、組織機構の見直しや経営の合理化など、長期的見通しに基づく健全経営を行うよう要請する。また、本市の給与制度を準用している団体については、本市の給与制度に改正があった場合には各団体への情報提供に遺漏がないよう努め、各団体における給与制度の見直しを要請する。

なお、予算編成に当たっては、自主財源の確保、管理的経費の縮減、委託事業・補助事業の見直しなどについて、各団体の自主性を尊重しつつ適正化に努め、安易に市の財政援助を期待することのないよう関係部局において十分指導する。

(2) 当該団体の基本財産等についても、确实かつ有利な方法で運用するようきめ細やかに指導する。

10 市民への説明責任

本市の経営方針の一つである「透明性」を確保し、本市の信頼を高めるためには、市民への説明責任を果たすことが不可欠である。そのためには、市民の視点から事業のわかりやすさ、周知の手法に配慮しつつ、事業の実施方法やスケジュールなどについても十分検討する。

11 国の補正予算への対応

国が補正予算を編成する場合には、その概要が明らかになった時点で、対応方針について別途通知する。特に、新型コロナウイルス感染症関連事業については、防疫対策やコロナ禍からの回復に向けた経済対策など迅速な対応が必要となることから国の動向に十分留意する。